

福井市週休 2 日制促進工事 実施要領細則

1 総則

福井市週休 2 日制促進工事实施要領の補足を定める。

2 週休 2 日の定義

- 休日については、原則土・日曜日及び祝日とするが、祝日の扱いについては、受注者の社内規定に則した扱いとする。
- 天候の影響による予定外の現場閉所日は、対象外期間ではなく、休日に含めるものとする。ただし、これら天候の影響で災害対応に携わることになった場合は、その従事期間を対象期間外とする。

3 発注方式

- 本市が発注する設計金額 200 万円以上の工事を発注者指定方式の対象とする。

4 補正方法

- 経費の補正については、発注者指定方式において、当初設計時に「4 週 8 休」の達成を前提として、該当する補正係数を乗じた単価、及び諸経費で発注する。
 - ◆ 発注者指定方式の場合、達成状況を確認し、4 週 8 休に満たなかった場合、補正係数を全て 1.00 に戻し変更契約を行うこと。

表 1 発注者指定方式の経費補正係数

現場閉所率	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06
4 週 8 休未満 (現場閉所率 28.5%未満)	補正なし			

- 本要領及び経費補正については、土木工事（土地改良、林道、上下水道工事を含む）、港湾・漁港工事、及び建築工事を対象としており、その他設備工事（機械、電気通信設備）については、各積算基準を参照し、適宜、経費補正等を行うものとする。

5 附則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。